

処 分 基 準

平成 27 年 12 月 10 日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第 9 条 の 6 第 3 項
処 分 の 概 要 : 教習用備付け銃に係る打刻命令
原権者 (委任先) : 長野県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条 の 6 第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 18 条 (打刻命令)
処 分 基 準 : 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が 3 桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先 : 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 (電話 : 026-233-0110)
備 考 :